

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の急速な少子高齢化の進行や社会構造の変化に対応し、介護を必要とする高齢者を地域全体で支える新たな仕組みとして平成12年(2000年)4月に介護保険制度がスタートしました。介護保険制度は、従来までの高齢者介護のあり方に大きな変革をもたらすものとして期待され、制度導入後、介護サービスの利用は確実に普及・拡大してきましたが、その一方で、要支援・要介護1の認定者などの軽度者を中心に要介護認定者数が急増し、制度施行後5年間で制度の持続可能な運営が危ぶまれる状況が指摘され始めました。

また、今後は高度成長期の変動の著しい時代を経験してきた「団塊の世代」が高齢者の仲間入りをします。この団塊の世代をはじめとした高齢者の介護予防を視野に置いた居場所の確保が課題と考えられます。

国では、介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、明るく活力ある超高齢社会を築くことをめざしており、その一環として平成17年(2005年)に、介護保険法の大幅な改正が行われました。とりわけ、制度全体を「予防重視型システム」へと転換していくことが大きな柱で、予防重視、地域密着型サービスの導入や地域包括支援センターの創設など新たなサービスを導入しました。「介護予防」の観点からこれらの一体的、有機的な施策連携を図っていくことが強く求められ、平成26年度末をひとつの目標時期として事業を進めているところです。

こうした背景の中、第4期の計画の目標値を踏まえ、平成27年の高齢者介護のあるべき姿を描きながら、今後の介護予防事業や介護保険事業のさらなる充実に向けた方針を定めていくことが必要です。

また、国では第5期の計画策定にあたっては、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域に継続して住み続けることができるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の実現に向けて、地域の実情に応じたサービス提供体制の充実が求められています。

本市においても、基本理念の「好きだから このまちですっと 過ごすために」を実現するためには、高齢者が地域の一員としての役割を果たしながら生きがいある人生を送ることができるよう、総合的な施策を展開していくことが重要です。

この計画は、小美玉市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画の内容やこれらに基づく取り組み実績を踏まえながらも、高齢者のライフスタイルや価値観など、高齢者を取り巻く環境の変化や制度改正に伴う新たな施策課題を明らかにし、総合的な施策展開の方向を見据えた計画として「小美玉市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の性格等

【法的根拠】

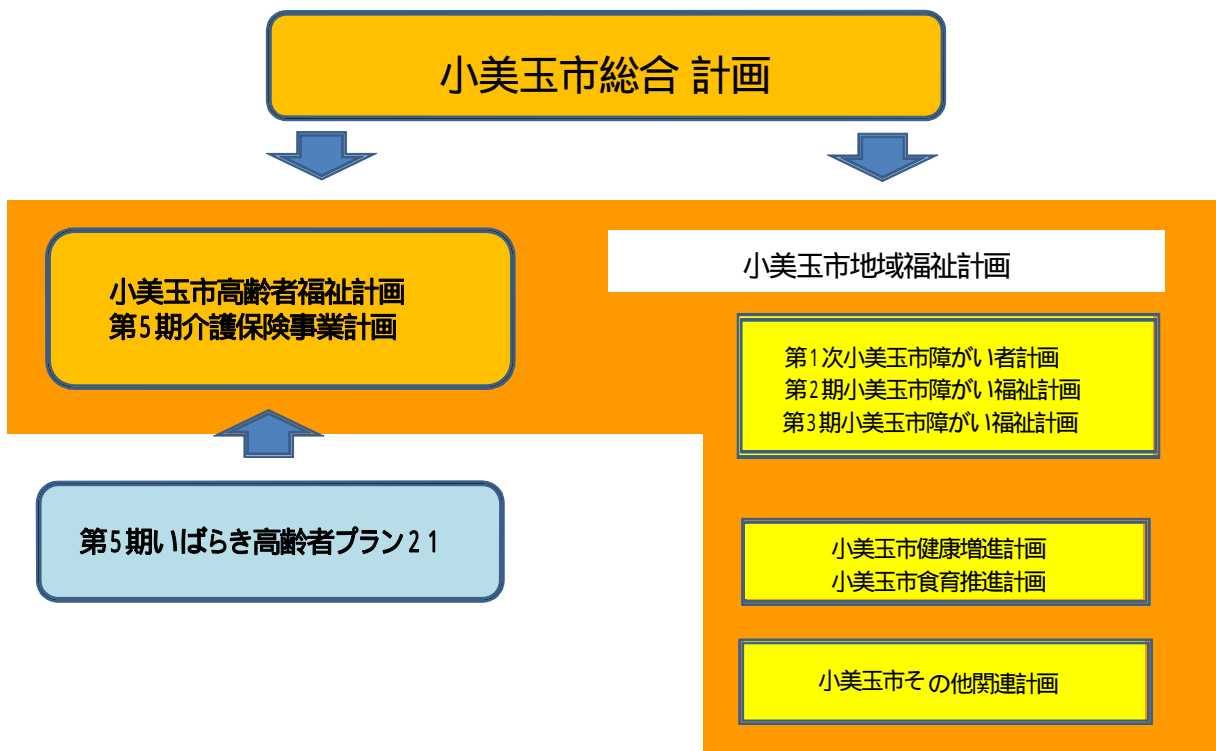
本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項（市町村老人福祉計画）及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項（市町村介護保険事業計画）の規定に基づき、平成20年度に策定した「小美玉市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」を見直したものです。

また、第3期までは老人保健法が根拠法令としてあげられていましたが、同法の改正により、当該内容については高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査等実施計画、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進計画等に移行されることになりました。

【関連計画等との調和】

本計画は、国や県等の関連計画と整合性を図るとともに、「小美玉市総合計画」を上位計画として位置づけ、高齢者に関するすべての施策を包括するものとします。

また、施策の推進にあたっては、市の関連計画との整合性に配慮しながら、計画の実現を図ります。



3 計画の期間

介護保険法では、介護保険事業計画の計画期間について、安定した財政運営のため、保険料の算定期間との整合性を図ることとされ、3年を1期と定められています。

したがって、本計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

ただし、第4期介護保険事業計画で定めた平成26年度までの長期目標を継続して目指すため、その目標値をもとに介護サービス基盤の整備目標を設定し、見込み量を算定しています。

また、高齢者福祉計画は、介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならないことから、同時期に見直しを行っています。

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度～
小美玉市総合計画 (前期：平成20年度～平成24年度)						小美玉市総合計画 (後期：平成25年度～平成29年度)						
						見直し&計画策定					見直し&計画策定	次期計画
平成26年度までの長期目標												
3年を1期とした計画												
平成18年度	平成19年度	平成20年度										
保険料算定期間			3年を1期とした計画									
小美玉市高齢者福祉計画 第4期介護保険事業計画			見直し&計画策定	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
			保険料算定期間			3年を1期とした計画						
			小美玉市高齢者福祉計画 第5期介護保険事業計画			見直し&計画策定	平成24年度	平成25年度	平成26年度			
						保険料算定期間			3年を1期とした計画			
			小美玉市高齢者福祉計画 第6期介護保険事業計画			見直し&計画策定	平成27年度	平成28年度	平成29年度			

4 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

「小美玉市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」の策定は、利用者の実態に応じた計画を策定するために、被保険者の代表、市民団体等の代表、高齢者の保健・医療及び福祉関連の実務経験者など各層の関係者の参画による「小美玉市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」によって、審議・検討を行いました。

(2) 行政内部の連携体制

介護保険事業計画の策定にあたっては、介護福祉課を中心に、庁内関係課の各担当部門との連携を図り、計画策定委員会との連携・調整を行いました。

(3) 高齢者実態調査の実施

市民や事業者の実態や移行等を踏まえた計画としていくために、平成23年6月～7月に65歳以上の方に「日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

計画素案に対して、市民の皆様から幅広く意見を聴取するために、平成23年12月 日～平成24年1月 日までパブリックコメントを実施しました。